

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和7年度レクリエーション補助事業の実施について（通知）

当互助会では、会員の健康増進、元気回復を図り、もって勤務能率向上の一助とするため、下記のとおり「レクリエーション補助事業」を実施しています。
つきましては、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

会員が文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等を利用又は自己啓発のために講座等を受講し、自己負担額が5,000円以上(商品券やポイント利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部として年度に1回3,000円を補助します。

2 補助対象者

一般財団法人埼玉県教職員互助会会員

※ 育児休業中や休職中の会員、海外派遣の会員及び短期組合員(会員期間中)も対象となります。

3 請求方法及び提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「レクリエーション補助請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付	総務事務システムに入力後、 「添付書類送付票兼請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付 電子ファイルの添付は不可
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター分室

※ 総務事務システムの令和7年度分レクリエーション補助の入力は、令和7年5月7日（水）から開始となりますので御注意ください。

※ 総務事務システムの入力についてのご不明点は、総務事務システムヘルプデスクにお問い合わせください。（電話 048-830-6827）

4 レクリエーション補助 請求の手引き

別紙のとおり、リーフレット「レクリエーション補助 請求の手引き(簡易版)」を作成しました。請求に必要な添付書類の注意点などを記載しています。また、互助会ホームページに事業の詳細やQ&Aが記載された「レクリエーション補助 請求の手引き(令和7年4月版)」を掲載しています。請求前に必ず御確認くださるよう、貴所属所職員に周知をお願いいたします。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-5377>

5 補助の対象となる利用期間及び提出期間

- 利用期間 ……………令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）利用分まで
- 提出期間 …………… 令和7年5月1日（木）～令和8年3月13日（金）
- 総務事務入力期間 ……令和7年5月7日（水）～令和8年3月13日（金）
- 提出期限 ……………**令和8年3月13日(金)までに福利課又は総務事務センター必着**

※施設等の利用年月日より前の提出は認めません。

担当 埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当 電話 048-830-6701

⑤ レクリエーション補助請求書

所属所名	会員氏名	生年月日(年号は○で囲む)				※ 受付番号		
所属所コード	組合員番号	年号	年	月	日			
		昭和(3)						
		平成(4)						
最初の利用日		同行者名簿の有無(どちらかに○)				請求金額	家族 通番	給付 種別
	年 月 日							
令和(5)						3,000円	0	105

請求内容(自己負担金額5,000円以上で請求可)

番号	利用施設名	利用年月日 (旅行日・鑑賞日・受験日等)	領収書の宛名 (いずれかに○)	自己負担金額
①		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
②		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
③		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
④		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
⑤		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円

上記のとおり請求します。

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

請求者氏名

(請求者の押印は不要です)

注意事項

- 1 太枠の中のみ記入してください。「※ 受付番号」欄は、記入しないでください。
- 2 「所属所名・所属所コード」、「会員氏名・組合員番号」欄は、ゴム印を使用してください。
- 3 この請求書の裏面に、**補助対象の利用が確認できる領収書(写し可)を貼付してください。**領収書は下記①～⑥を満たすものを添付してください。
 - ① 宛名に会員本人のフルネームが記載されている。※宛名が会員本人以外の場合の取り扱いについては「レクリエーション補助 請求の手引き」を御確認ください。
 - ② 施設利用・体験の内容が記載されている。(例 入場料として、宿泊代として、講座受講料として等)
 - ③ 領収日が記載されている。
 - ④ 施設利用日・体験日が記載されている。(領収日と異なる場合)
 - ⑤ 自己負担金額が5,000円以上である(複数合算可)
 - ⑥ 領収書発行元が記載されている
- 4 公務による出張や物品購入代・飲食代金は、この補助の対象となりません。
- 5 レクリエーション補助の請求は、1人1年度内に1回限りです。(当該年度分の請求は、翌年2月末日利用分までで、**締切は3月15日必着(休日の場合は前営業日)です。**
不備があった場合は受付できません。)
- 6 総務事務システム入力対象者は、この用紙は使用できません。
- 7 互助会ホームページに掲載している「レクリエーション補助 請求の手引き(令和7年4月版)」に補助対象項目や解説を記載しています。請求前に必ず御確認ください。

利用施設①の添付書類貼付欄

利用施設②の添付書類貼付欄

利用施設③の添付書類貼付欄

利用施設④の添付書類貼付欄

利用施設⑤の添付書類貼付欄

レクリエーション補助 請求の手引き(簡易版)

レクリエーション補助とは？

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等の利用補助を行い、会員の健康増進や元気回復を図り、勤務能率向上を目的とする事業です。自己負担額が5,000円以上の時、請求により3,000円を支給します。(年度内1回)

対象者

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員資格があれば休業中や短期組合員の方も対象です。

補助対象となる利用期間及び提出期間

利用期間:対象年度4月1日から対象年度2月末日

提出期間:対象年度5月1日から対象年度3月15日※(必着)

※休日の場合はその前の営業日



← 詳細はこちら

補助対象項目(裏面の表参照)

レジャー施設の利用料、宿泊施設の宿泊料、資格取得のための講座受講料等



請求方法と提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「レクリエーション補助請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付	総務事務システムに入力後、「添付書類送付票兼請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター分室

Q & A

Q1 いつ請求したらいいですか？

A1 補助対象内容の利用日以降、自己負担額が5,000円以上の場合に請求できます。支払日以降ではなく、利用日以降に請求ができる点にご注意ください

Q2 総務事務システムの入力はいつからできますか？

A2 令和7年度分の入力は、令和7年5月7日(水)からできます。

Q3 領収書以外の添付書類でも請求できますか？

A3 原則、添付書類は領収書のみです。利用施設にて、領収書が出せるか必ず御確認ください。領収書が出ない場合の請求方法については、ホームページに掲載している「レクリエーション補助 請求の手引き」に記載しているので御確認ください。

レクリエーション補助事業の詳細については、すべて「レクリエーション補助 請求の手引き」に記載しています。互助会ホームページから必ずご確認ください。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-5377>

補助対象内容一覧

項目	No	補助対象内容	補助対象代金	家族利用分	主な補助対象外代金
レジャー	①	遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、植物園、庭園、プラネタリウム、プール、日帰り温泉、スーパー銭湯、ロープウェイ、ケーブルカー、リフト等	入場料 入園料 利用料	合算可	飲食代、土産代、駐車場代、コインロッカー代、マッサージ代、交通費、レンタカー代、ガソリン代等
	②	宿泊施設、キャンプ場、グランピング、客船等の宿泊料 寝台列車の寝台券	宿泊料金 宿泊パック ツアー代金 (交通費や食事代含む)	合算可	土産代、ガソリン代、レンタカー代、宿泊パックやツアー代金に含まれない飲食代や交通費、公務に係る旅行等
	③	ものづくり体験、ダイビング体験、ジップライン、バンジージャンプ等	利用料金	合算可	用具レンタル料、飲食代、土産代、交通費、駐車場代、コインロッカー代等
	④	バスツアー、遊覧船、釣り渡船料、果物・野菜・茸狩り、芋掘り、潮干狩り等	参加料 乗船料	合算可	別途支払う飲食代(ツアー参加料金に含まれていないもの)、土産代等
文化・芸術	⑤	映画・観劇・コンサート、ライブ、美術館・博物館・展覧会、神社・仏閣等	鑑賞料金 入館料金 年間パス 拝観料	合算可 ※年間バス 家族分 合算不可	飲食代、土産代、交通費、駐車場代、コインロッカー代、御朱印代、祈禱料等
	⑥	華道・茶道・日本舞踊等の文化体験教室、料理教室、英会話教室、バレエ・ピアノ・ヴァイオリン等の文化教室等	体験料 会費	合算不可	物品購入費、テキスト代、交通費、駐車場代等
	⑦	展覧会、音楽会、演劇、コンクール等	出展料 参加料	合算不可	郵送料、材料費、運搬費、交通費、駐車場代、公務に係る参加料等
スポーツ	⑧	スポーツ観戦	観戦料 チケット代	合算可	飲食代、土産代、交通費、駐車場代等
	⑨	ゴルフ場、ボウリング場、テニスコート、スキーリフト、バッティングセンター、カーリング等	利用料金 会費	合算可	用具レンタル料、飲食代、交通費、駐車場代、コインロッカー代、シャワー代等
		スポーツジム等	会費	合算不可	
	⑩	スポーツ大会参加	参加費用	合算不可	用具レンタル料、飲食代、交通費、駐車場代、コインロッカー代、シャワー代等
自己啓発	⑪	各種講座・教室、検定講習等	受講料	合算不可	独学のため購入したテキスト代等、交通費、駐車場代等
	⑫	検定受験料	受験料	合算不可	公費負担の検定料等、交通費、駐車場代等